

未来技術活用によるコンテンツ創出支援金に係る質問への回答

令和7年4月30日

	質問事項	質問内容	回答
1	「本事業の支援対象となる経費」について	当社はVRメタバースのみを事業として行なっていますが、事務所家賃は支援対象費に含まれますか。	既存事務所の家賃を支援対象経費とすることはできませんが、本事業を実施するためだけに新たに契約した事務所については、支援対象経費となる可能性があります。